

ID: 1110

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第9条第1項（第30条第2項において準用する場合に限る。）		
例 規 番 号	令和6年条例第12号		
【根拠条文】（あれば） （利用料金） 第9条 第7条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に、利用料金をその利用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 【基準】 根拠条文及び西東京市民文化プラザ条例施行規則第7条の規定による。 （附属設備の利用料金） 第7条 附属設備の利用料金は、別表第2のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和8年2月1日